

公用車「学校給食センター配送車両(旧ひばり号)」公売募集要項
(令和7年4月25日公告分)

あさぎり町では、特に保有し又は活用する予定のない公用車について、条件付き一般競争入札により売却することにいたしました。

入札に参加を希望される方は、この募集要項をよくご理解のうえ、申込み手続きをされますようお願いいたします。

今回の公売につきましては、あさぎり町に住所のある方及び、あさぎり町内に事業所を有する法人（営業所含む）のみを入札可としますので、あらかじめご了承ください。

入札物品は、長期間使用したものであるため、入札後に修繕を要する場合があります。入札後、入札物品は車検が残っている状態（令和7年8月7日満了日）です。落札後の手続き費用等につきましては、すべて落札者の負担となりますことも了承の上入札を行ってください。

入札物品には、あさぎり町の町名及びひばりの意匠が入っておりますので、落札者は落札してから使用するまでに、この町名等を除却することを条件の上入札をしてください。

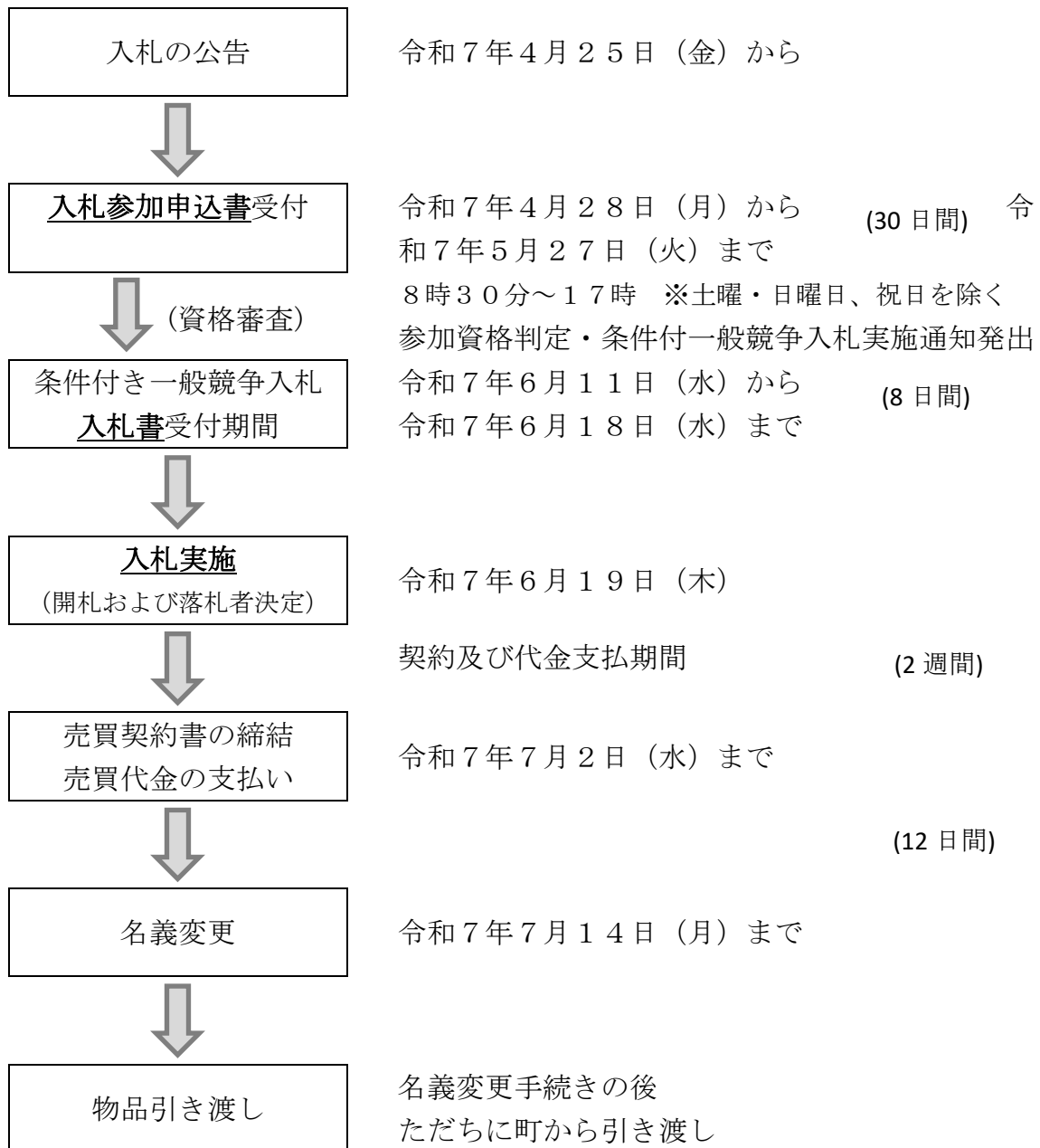
申し込み及び問い合わせ先

球磨郡あさぎり町免田東3332番地1（東免田駅隣） あさぎり町教育課 学校給食センター（事務室） TEL 0966-45-7232（直通）

目 次

条件付き一般競争入札の流れ	2
1 売却物品総括表	3
2 入札参加申込みの受付及び方法	4
3 入札参加申込者の資格	4
4 現地説明会について	5
5 入札書提出および開札の実施	5
6 物品売買契約の締結	7
7 契約保証金	7
8 契約に付する条件等	7
9 売買代金の支払	8
10 所有権移転等	8
11 注意事項	8

条件付き一般競争入札の流れ



注意) 上記は手続きの概略図です。本募集要領で必ず詳細をご確認ください。

1 売却物品総括表

物品番号 1

車 名	いすゞ
車 番	熊本 100 す 5089
型 式	PB-NKR81N (MT:AT)
排 気 量	4.77 L
燃 料	軽油
長さ・幅・高さ	552cm・189cm・287cm
乗 車 定 員	3 人
初 度 登 録 年 月 (経 過 年 数)	平成 18 年 8 月 (18 年)
車 検	満了日：令和 7 年 8 月 7 日
走 行 距 離	メーター96,659km + 10,000km 未満 (リコールに伴うメーター交換発生による)
売 却 予 定 価 格	200,000 円
車 両 本 体 価 格	171,239 円 (税抜き価格)
リサイクル預託金	8,820 円 (非課税)
自 賠 責 保 険 料	2,817 円 (非課税) 満期令和 7 年 9 月 8 日 (3 ヶ月分相当額で算定)

※本車両の自動車税は名義変更後に発生します。

2 入札参加申込みの受付及び方法

(1) 受付期間

令和7年4月28日（月）～令和7年5月27日（火）

8時30分～17時 ※土曜・日曜日、祝日を除く

(2) 受付場所

あさぎり町学校給食センター（事務室）

(3) 申込み方法（郵送または持参）

「公用車公売条件付き一般競争入札参加申込書」に必要事項を記載・押印のうえ、(4)の「申込みに必要な書類」を添えて、(1)の受付期間内に受付場所までお持ちいただくか、郵送ください。

※ 郵送の場合は、令和7年5月27日（火）まで必着

＜提出場所＞

〒868-0408

球磨郡あさぎり町免田東 3332 番地 1

あさぎり町学校給食センター（事務室）

(4) 入札参加申込みに必要な書類

① 個人の場合

- ・ 公用車公売条件付き一般競争入札参加申込書（様式1）
- ・ 住民票
- ・ 誓約書及び同意書（様式2）
- ・ 納税証明書（滞納がない証明書） ※非課税の場合は、その証明書

② 法人の場合

- ・ 公用車公売条件付き一般競争入札参加申込書（様式1）
- ・ 法人登記簿謄本
- ・ 誓約書及び同意書（様式2）
- ※ 町内に事業所を有せず営業所のみある場合、あさぎり町内の営業所であると確認のとれる証明書
- ・ 納税証明書（滞納がない証明書）

※ 申込書に虚偽の記載をされた場合は、応募は無効とし、以後本町が行う公募売払いの申込者になることができません。

3 入札参加申込者の資格

- (1) あさぎり町に住所を有する個人・事業所を有する法人（営業所を含む）
- (2) 次の事項に該当する者は、申込者となることができません。

- ① 個人及び法人以外の者
- ② 公用車公売条件付き一般競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から2年を経過しない者
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町職員
- ④ 納付すべき町税、国民健康保険税その他使用料等を滞納している者
- ⑤ あさぎり町暴力団排除条例（平成23年あさぎり町条例第20号）第2条第2号に該当する者

※ 今回の条件付き一般競争入札に参加し落札した者が、正当な理由なく契約を締結せず、又は履行しなかった場合は、当該事実があった日から2年間は、本町が実施する公募売払いの申込者になることができません。

（3） 参加資格の承認

「公用車公売条件付き一般競争入札参加申込書」を提出された方には、入札書受付期間内または、受付開始日までに参加資格の有無について申込者宛に通知し、参加資格のある方には入札時に必要となる書類を合わせて交付します。

4 現地説明会について

現地説明会は行いません。入札に参加を希望される方は、入札前までに必ず現物をご確認ください。

※ 車両の中をご覧になれる場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

（土日祝を除く平日 午前8時30～午後17時まで）

業務の都合上、日程をご変更いただく場合がございますがご了承ください。

＜物品の所在地＞

物品番号1：あさぎり町学校給食センター敷地内

球磨郡あさぎり町免田東 3332-1

担当 あさぎり町学校給食センター 0966-45-7232(直通)

5 入札書提出および開札の実施

（1） 入札書提出期限 ※郵送または持参（入札会はありません）

【提出期限】 令和7年6月11日（水）から

令和7年6月18日（水） 17：00まで

※ 郵送の場合は、上記提出期限までにあさぎり町学校給食センターに届いていないものはすべて無効とさせていただきます。

【提出場所】 あさぎり町学校給食センター（事務室）

【開札日】 令和7年6月19日（木）

※ 開札後、落札者にのみご連絡いたします。

（２） 入札書提出について

参加資格通知時に送付した書類に必要事項を記載したものをお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。※郵送の場合は、必ず簡易書留にて提出。

（３） 入札の方法

①入札は、町の売却予定価格以上の金額で入札してください。

②入札価格は、車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）に、リサイクル預託金（非課税）及び自賠責保険料（非課税）を加算した金額を記載してください。

③提出には封筒を使用し、封筒表に「入札書在中」と朱書き。封筒内には、入札書（様式３）と入札書金額内訳書（様式４）を同封し、必ず封をしてください。

また、封には印鑑を押印してください。（持参、送付同様）

※ 入札が無効となる場合

- ・ 入札金額が売却予定価格に満たない場合
- ・ 入札者が参加資格を有しない場合
- ・ 金額を訂正した入札書、金額その他必要事項を確認しがたい入札書又は記名押印のない入札書を提出した場合
- ・ あさぎり町に住所を有しない者またはあさぎり町内に事業所を有しない法人（営業所は除く）が入札書を提出した場合
- ・ （３）入札の方法に従わない提出の方法である場合

※ 入札を辞退する場合

- ・ 入札辞退届（様式５）に必要事項記入の上、あさぎり町学校給食センター事務室へ提出してください。令和7年6月18日（水）17：00以降はお受付不可となりますので、ご注意ください。

（４） 落札者の決定

入札を行った者のうち、売却予定価格以上で最高の金額をもって入札した者が落札者となります。（同額の場合は、来庁いただきくじ引きにて落札者を決定いたします。来庁日については、対象者と協議し決定いたします。）

（５） 入札結果の公表

(4) の落札者決定後、落札者にのみ連絡いたします。

売却物品の物品名、落札者及び落札金額等の入札結果については、本町ホームページにおいて公表します。(落札者については「個人」又は「法人」と表記します。)

6 物品売買契約の締結

落札者は、令和7年7月2日(水)までに、町との間で物品売買契約書を締結していただきます。

7 契約保証金

(1) 契約金額が300万円を超える場合は、契約保証金として、落札額の100分の10以上の額を町が発行する納入通知書により、契約締結日前日までに納付していただきます。なお、期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は町に帰属することになります。

(2) 契約金額が300万円未満の場合は、契約保証金は免除とします。

8 契約に付する条件等

売買契約には、次の条件を付します。

(1) 禁止する事項

- ① 売却物品の所有権を第三者(落札者の操業に必要な関連企業を除く。)に移転し、又は売却物品を第三者(落札者の操業に必要な関連企業を除く。)に貸し付けること。ただし、あらかじめ町の承認を得たときはこの限りでない。
- ② 落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められること。
- ③ 落札者が、落札者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められること。
- ④ 落札者が、落札者の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められること。

(2) 違反した場合の措置

(1) の条件に違反した場合は、契約を解除し、所有権を町へ移転します。その際、売買代金は全額返金いたします。

(3) その他

- ① 落札した物品の引き渡し後に、落札者が、物品の隠れた瑕疵を発見したと

しても、これを理由に損害賠償の請求、代金の減額若しくは返還または契約の解除をすることはできません。

- ② 落札後必要となる費用等については、落札者の負担とします。

(落札後の不調、故障についての補償、名義変更等経費及び手続等)

- ③ 売買物品に町名及びひばりの意匠が入っておりますので、落札者によってそれらの消去をお願いします。

- ④ 売買物品の移動が可能となりましたら、ただちに物品の移動をお願いいたします。※ 落札後、自賠責保険の名義変更、保管場所の確保と変更届等もお願いいたします。

9 売買代金の支払

令和7年7月2日(水)までに売買代金を本町が発行する納入通知書により支払っていただきます。

契約保証金を納入した場合、売買代金から契約保証金を控除した額(残代金)を本町が発行する納入通知書により支払っていただきます。

10 所有権の移転等

- (1) 引き渡しの日時

日時：売却代金の納入を確認した後に、別途、落札者と協議いたします。

- (2) 車両本体、車両のカギ、自動車車検証、自賠責保険証明書、リサイクル預託金に係る預託証明書等、譲渡証明書を引き渡します。受け取り後に、受領書を提出してください。

- (3) 上記(2)引き渡し後は、令和7年8月15日(月)までに登録抹消又は名義変更を行い、それを証する書類を提出してください。手続きに要する費用は落札者の負担となります。

- (4) 車両にある町名及びひばりの意匠は、使用前もしくは引き渡し後30日以内に、落札者の負担により、落札者が塗りつぶし等により消去してください。消去した証明として、消去後の写真(車両の左右、後方)を必ず提出してください。

- (5) 引き渡し後の車両の搬出は、落札者が手配するものとし、搬出に必要な費用その他契約に要する費用は全て落札者の負担とします。

11 注意事項

- (1) 公売物品は中古物品であり、経年劣化、修理箇所、傷などがあり、見えない不具合も考えられることも十分理解したうえで入札してください。

- (2) 物品総括表は、入札参加者が物品の概要を把握するための参考資料です。
入札参加者をご自身において現物を熟覧ください。
- (3) 車両は現状有姿での引き渡しとし、契約不適合責任を負いません。また、
引き渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵を発見しても一切の責任を負いません。

